

アムンディ エス・エフー
SMBC・アムンディ プロテクトファンド
米ドルステップ 201803

ルクセンブルク籍／契約型／単位型公募外国投資信託（米ドル建）

運用報告書

（全体版）

作成対象期間

第 1 期

自：2018年4月12日
至：2018年12月31日

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、アムンディ エス・エフーSMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第1期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

管理会社
アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー

代行協会員
アムンディ・ジャパン株式会社

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

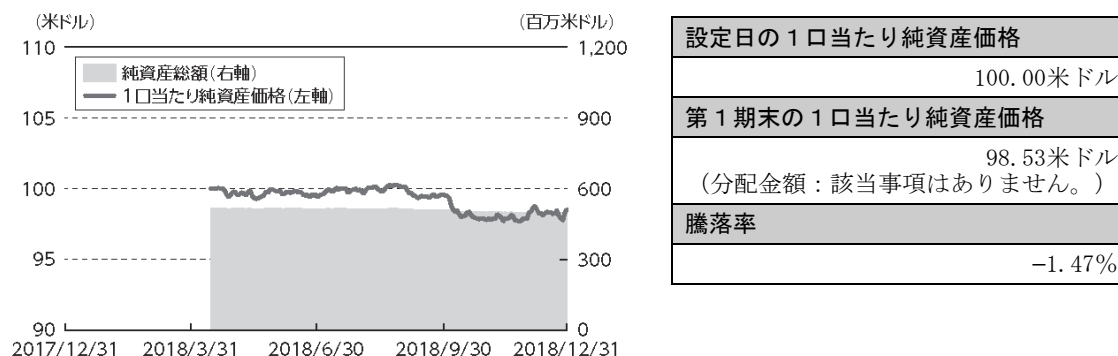
ファンド形態	ルクセンブルク籍／契約型／単位型公募外国投資信託（米ドル建）
信託期間	設定日（2018年4月12日）から満期日（2024年2月28日）まで
繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドの満期日は、2024年2月28日です。満期日において、ファンドは清算され、投資運用会社を通じてすべての受益者の利益のために行為する管理会社は、可能な限り速やかに証券を換金し、受益者に純手取金を分配することを目指します。 ●いかなる時点においても、ファンドの純資産価額が5,000万ユーロを下回る場合、管理会社は、ファンドを設定しないか、または清算することを決定することができます。 ●管理会社および保管受託銀行は、その双方の合意により、事前の通知を条件として、ファンドまたはそのサブ・ファンド（またはその受益証券クラス）を、いつでも解散および清算することができます。
運用方針	ファンドは、推奨保有期間の最終日（満期日（2024年2月28日）に、投資額（米ドル建の当初募集価格）の100%を確保しつつ、信託期間中の信託財産の成長を目指します。
主要投資対象	<p>ファンドは、投資を保守的運用（低リスク）部分および成長運用（高リスク）部分に配分して、新興国市場を含む世界の証券に直接または間接的に投資します。様々な償還期日の公社債（投資適格およびそれ以下の格付を含む）、株式、転換社債およびマネーマーケット証券に投資することもあります。また、コモディティ、不動産および通貨のエクスポージャーも取ることがあります。</p> <p>ファンドは資産の10%を超えて他のUCITS^{※1}およびUCI^{※2}に投資することもあります。ファンドは様々なリスクの低減、ポートフォリオの効率的な運用および様々な資産、市場および収益源に対するエクスポージャー（ロング、ショートとも）取得のためデリバティブを利用することもあります。どの時点でもファンドのロングポジションはショートポジションの債務等をカバーするための十分な流動性を確保します。</p> <p>※1 UCITS 欧州議会および理事会指令2009/65/ECに準拠する譲渡可能証券を投資対象とする投資信託</p> <p>※2 UCI UCITS以外の投資信託</p>
ファンドの運用方法	<p>ファンドは、市況の分析に基づいて、投資を継続的に保守的運用部分と成長運用部分に配分することで機動的な資産保全戦略を追求します。</p> <p>満期日の受益証券1口当たり純資産価格は、最低でも満期時におけるプロテクト価額*となります。</p> <p>*投資運用会社は、満期日の受益証券1口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額を上回ることを目指して運用します。なお、設定当初の満期時におけるプロテクト価額は、米ドル建の当初募集価格（1口当たり100米ドル）となります。</p> <p>設定後、1口当たり純資産価格が当初募集価格（100米ドル）の5%（同様に当初募集価格の5%毎）を超えた場合、満期時におけるプロテクト価額は当初募集価格の2.5%（同様に当初募集価格の2.5%毎）上昇します。一度上昇した満期時におけるプロテクト価額は下落しません。</p> <p>満期日の受益証券1口当たり純資産価格が、満期時におけるプロテクト価額を下回らないように、ファンドのための契約（保証契約*）をアムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（管理会社）とクレディ・アグリコル・エス・エー（保証会社）と締結します。</p> <p>*保証契約とは、満期日の受益証券1口当たり純資産価格が満期時におけるプロテクト価額を下回らないために必要となる額を保証会社がファンドに支払うことで、満期日の受益証券1口当たり純資産価格を満期時におけるプロテクト価額で下回らないように確保する契約です。<u>かかる支払いは、満期日においてのみ行われます。</u>なお、ファンドに保証契約を付することについて、ファンドの信託財産から保証料が支払われます。</p>

投資制限	<p><u>リスク分散規則</u></p> <p>リスク分散の原則に従い、管理会社は、ファンドの資産の10%を超えて単一発行体の譲渡可能証券または短期金融市場商品に投資できず、また、ファンドの資産の20%を超えて同一機関への預金を行うことができない等の制限を課されています（ただし、一定の例外があります。リスク分散規則の詳細は有価証券報告書をご確認ください。）。</p> <p><u>投資制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理会社は、運用しているすべてのUCITSに関し、発行体の経営に全体的に重大な影響を及ぼすことができる場合、議決権付投資証券を取得することはできません。 ●ファンドが属するアンブレラ・ファンドは、全体で、(i) 単一発行体の発行済み無議決権株式の10%、(ii) 単一発行体の発行済み債券の10%、(iii) 単一発行体の短期金融市場商品の10%、または (iv) 同一UCITSおよび/またはUCIの発行済み投資証券または受益証券の25%を超えてこれらを取得することはできません（ただし、一定の例外があります。）。 ●ファンドは、金融派生商品に関する自身のグローバル・エクスポージャーが自身のポートフォリオの合計正味価額を超えないことを確認します。 ●ファンドは、商品もしくは貴金属またはこれらを表象する証券を取得することはできません。 ●ファンドは、不動産または不動産に関するオプション、権利もしくは所有権に投資することはできません。 ●ファンドは、第三者のために貸付を行う、または保証を付与することはできません。 ●ファンドは、譲渡可能証券、短期金融市場商品またはその他の金融商品の空売りを行うことはできません。
分配方針	<p>原則として分配は行わない方針です。</p>

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 当期の1口当たり純資産価格等の推移について



(注1) 騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。

(注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。ただし、当期を含め、ファンドは分配の実績がないため、1口当たり純資産価格のみ表示しております。

(注4) 当期の分配金再投資受益証券1口当たり純資産価格は、設定日の受益証券1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注5) ファンドにベンチマークは設定されておりません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

下落要因

- ① 2018年10月から年末にかけて、米中貿易問題の悪化と世界経済の減速懸念を背景に、リスク回避姿勢が世界的に高まり、全地域で株式は下落し、マイナスに寄与したこと
- ② 投資適格社債およびハイイールド社債が、クレジット・スプレッド（国債との利回り格差）の拡大の影響を受けて、当期を通じてパフォーマンスにマイナス寄与したこと
- ③ FRB（米連邦準備理事会）による金融引き締め策が新興国市場に打撃を与えたため、パフォーマンスにマイナスに寄与したこと

上昇要因

- ① 世界のリスク資産市場に打撃を与えた投資家のリスク回避姿勢の台頭により、2018年末に向けて債券利回りが低下したことから、米国国債がパフォーマンスにプラス寄与したこと
- ② 同様に、投資家のリスク回避姿勢により、対米ドルの円ロング・ポジションが2018年末にパフォーマンスにプラス寄与したこと

■ 分配金について

ファンドは、原則として分配は行わない方針です。当期において分配の実績はありません。

■ 投資環境について

1. 世界株式

2018年は2017年と比較して、はるかに困難な年となりました。株式市場は全地域で大きく下落しました。米中間の貿易問題の悪化により、新興国資産（株式および債券）が最初に影響を受け、成長予想が後退するにつれて、米国と中国以外の国々も徐々に勢いを失いました。2018年10月から年末にかけての下落により、最も好調であった米国株でさえも2018年のすべての上昇分を相殺するなど、株式市場にとって非常に厳しい状況となりました。

2. 世界債券

堅調な経済情勢を背景とした金融引き締め策により、2018年に世界の債券市場は下落圧力を受けました。そして期初から2018年10月にかけて、米国国債の利回りは上昇（国債価格は下落）基調となりました。その後、世界的な株式市場の急落を受けて、投資家はFRB（米連邦準備理事会）の金融引き締め策の停止を予想し始めました。米中貿易問題の悪化は、世界経済の減速に対する懸念を強め、米国国債の利回りは低下傾向を示しました。市場はFRBが2019年または2020年に利下げに追い込まれると予想しました。FRBの金融引き締め策は、金融状況の悪化のきっかけとなり、投資適格社債、ハイイールド社債、および新興国債にとり下落圧力となり、クレジット・スプレッドは一段と拡大しました。結局、当期の投資適格社債、ハイイールド社債および新興国債のパフォーマンスはマイナスとなりました。

3. 為替(米ドル対日本円、米ドル対ユーロ)

FRBの金融引き締め策を受けて、期初以降、米ドルは全般に強含みました。しかしながら、世界的な株価下落を背景に、2018年12月に日本円が大きく買われ円高・米ドル安となりました。日本円は、市場が暴落した場合の典型的な避難先となりました。

■ ポートフォリオについて

当ファンドの運用開始以降、リスク資産（株式、社債、新興国債）と国債の間でバランスのとれた慎重な資産配分を行いました。当ファンドは当初、株式のウェイトは18%弱、債券の修正デュレーションは約5.9年としました。クレジットセクターでは、投資適格社債を中心に、ハイイールド社債、新興国債にも投資しました。さらに、円安基調を追い風に、当ファンドはリスクヘッジの一環として、円に強気、米ドルに弱気なポジションをとりました。

10月以降にリスク資産が急落したことを受けて、株式への配分を20%近い水準に引き上げました。一方で、ポートフォリオのなかにヘッジ機能を持つ資産（米国債、日本円、金鉱株）を組入れていたことは、ポートフォリオ構築の要であり、2018年末のリスク資産の急落の影響は限定的となりました。

期末時点で、満期時におけるプロテクト価額は1口当たり100米ドルで維持されました。

■ 投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■ 今後の運用方針

当ファンドでは、投資対象となる資産のファンダメンタルズ（基礎的条件）を重視するとともに、資産価格の下落に対する備えを重視しています。そして投資に際しては、世界経済の成長率や貿易問題、地政学的リスク、中央銀行の金融政策などのさまざまな要因を注視しています。

国債と比べてリスクの高い資産については、バリュエーションが割安な資産やセクターに投資をし、バリュエーションが目標水準に達した際に利益確定のため売却するなど、機動的な運用を行う方針です。

当ファンドは、引き続き満期時におけるプロテクト価額を注視するとともに、株式および債券等を適切な水準に維持しバランスのとれた資産配分とする、慎重な運用姿勢を継続する方針です。

(2) 費用の明細

純資産総額に対して最大年率1.55%を乗じた額がファンドの信託財産から支払われます。下記の手数料等の合計額が純資産総額に対する年率1.55%を乗じた額を超える場合、超過分は管理会社が負担します。

項目	支払先	項目の概要	
管理会社報酬 ^{※1}	管理会社	上限年率0.30%を毎月支払う (2018年12月末日現在、 0.26%)	ファンドの信託財産の管理業務
保管受託・支払代理・ 管理事務代行報酬	保管受託銀行 支払事務代行会社 管理事務代行会社	年率0.003～0.50%を毎月支 払う (2018年12月末日現在、 0.05%)	ファンドの信託財産の保管業 務、ファンドの支払代理人業務 および管理事務代行業務
保証料	保証会社	年率0.22%を四半期毎支払う	ファンドの満期日の受益証券1 口当たり純資産価格に関する保 証業務
販売報酬 ^{※2}	管理会社	年率0.75%を毎月支払う	受益証券の販売業務
代行協会員報酬	代行協会員	年率0.10%を四半期毎支払う	目論見書、運用報告書等の日本 における販売会社への送付、受 益証券1口当たり純資産価格の 公表およびこれらに付随する業 務
<p>※1 投資運用会社報酬は、ファンドの信託財産の投資運用業務の対価として、管理会社報酬から支払われます。</p> <p>※2 管理会社を通じて、日本における販売会社に対し、年率0.38%の販売会社報酬が毎月支払われます。</p>			
その他の費用・ 手数料 (当期)	0.07%	年次税、専門家報酬、印刷および公告費、取引費用、その他の 手数料	

(注) 各報酬については、有価証券報告書に記載されている料率および金額を記載しています。「その他の費用・手数料 (当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。なお、有価証券報告書記載の財務諸表の損益計算書においては、「その他の手数料」に保証料、および「専門家報酬」に代行協会員報酬が含まれているため、上記の表において「その他の費用・手数料 (当期)」の純資産総額に対する比率を求める際には、損益計算書における「その他の手数料」および「専門家報酬」から保証料および代行協会員報酬を控除することにより計算しています。

II. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記の会計年度末および第1会計年度中の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(百万円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2018年12月末日)	500,661,498.23	56,004	98.53	11,022
2018年4月末日	517,056,978.44	57,838	99.80	11,164
5月末日	517,145,572.76	57,848	99.89	11,174
6月末日	514,584,640.35	57,561	99.58	11,139
7月末日	515,435,280.80	57,657	99.92	11,177
8月末日	515,501,714.88	57,664	100.12	11,199
9月末日	511,903,769.05	57,262	99.57	11,138
10月末日	501,443,736.02	56,091	97.89	10,950
11月末日	501,427,726.24	56,090	98.36	11,003
12月末日	500,661,498.23	56,004	98.53	11,022

(注) 米ドルの円貨換算は、2019年4月26日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル＝111.86円によります。以下同じです。

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記の会計年度における販売および買戻しの実績ならびに会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	5,182,950	101,570	5,081,380
	(5,182,950)	(101,570)	(5,081,380)

(注1) () 内の数は本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間(2018年2月26日から2018年4月10日まで)中の販売口数を含みます。

(4) 純資産額計算書

(2018年12月末日現在)

	米ドル (IV. を除く。)	円 (IV. を除く。)
I. 資産総額	503,785,362	56,353,430,593
II. 負債総額	3,123,864	349,435,427
III. 純資産総額 (I - II)	500,661,498	56,003,995,166
IV. 発行済口数	5,081,380口	
V. 1口当たり純資産価格 (III/IV)	98.53	11,022

Ⅲ. ファンドの経理状況

財務諸表

- a. アムンディ エス・エフの日本において募集されたサブ・ファンド（以下「関係するサブ・ファンド」という。）の第一会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルクにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 原文の財務書類は、アムンディ エス・エフおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において日本語の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・エス・エー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. 原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について、2019年4月26日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=111.86円）で換算された円換算額が併記されている。

アムンディ エス・エフの受益者各位

ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク L-2520、アレ・シャファー 5 番

承認された法定監査人の報告書

監査意見

我々は、アムンディ エス・エフ（以下「ファンド」という。）および各サブ・ファンドの2018年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令上の要件に準拠して、ファンドおよび各サブ・ファンドの2018年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法の下で、またISAsに準拠した我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルクのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規定」という。）に従ってファンドから独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づきその他の倫理的な義務を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に記載される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する公認の監査人の報告書は含まれない）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、管理会社の取締役会がファンドの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、該当する場合に継続企業の前提に関する事象を開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 管理会社の取締役会が継続企業の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

デロイト・オーディット、公認の監査法人 (*Cabinet de Révision Agréé*)

エマニュエル・ミエット、承認された法定監査人 (*Réviseur d'Entreprises Agréé*)
パートナー

ルクセンブルク、2019年4月25日

注：アムンディ エス・エフ（以下「ファンド」という。）は各サブ・ファンドによって構成されているため、上記の承認された法定監査人の監査報告書は、ファンドおよび各サブ・ファンドの財務書類を監査対象としている。原文の財務書類には、現在ファンドを構成するすべてのサブ・ファンドの情報が掲載されているが、日本文の財務書類上、純資産計算書、運用および純資産変動計算書、受益証券比較計算書ならびに投資有価証券明細表については、日本で販売されるサブ・ファンドの情報のみが掲載されている。また、財務書類に対する注記については、日本で販売されたサブ・ファンドに関連しない注記は一部省略されている。

To the Unitholders of
Amundi S.F.
5, Allée Scheffer
L-2520 Luxembourg
Grand Duchy of Luxembourg

REPORT OF THE *REVISEUR D'ENTREPRISES* AGREE

Opinion

We have audited the financial statements of Amundi S.F. (the "Fund") and of each of its Sub-Funds, which comprise the Statement of Net Assets and the Securities Portfolio as at December 31, 2018 and the Statement of Operations and Changes in Net Assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its Sub-Funds as at December 31, 2018 and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the "Responsibilities of the *Réviseur d'Entreprises Agréé* for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the *Réviseur d'Entreprises Agréé* thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of directors of the Management company for the Financial Statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the *Réviseur d'Entreprises Agréé* for the Audit of the Financial Statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the *Réviseur d'Entreprises Agréé* that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law dated 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the *Réviseur d'Entreprises Agréé* to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the *Réviseur d'Entreprises Agréé*. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, *Cabinet de Révision Agréé*

Emmanuelle Miette, *Réviseur d'Entreprises Agréé*
Partner

Luxembourg, 25 April 2019

(1) 貸借対照表

アムンディ エス・エフ
純資産計算書
2018年12月31日現在

	注記	アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803	
		米ドル	千円
資産			
有価証券、取得原価		508,015,770	56,826,644
有価証券に係る未実現純利益／(損失)		(9,451,929)	(1,057,293)
投資有価証券、時価	2	498,563,841	55,769,351
時価で購入された前払プレミアム・オプション契約	2,14	—	—
先物型オプション契約に係る未実現純利益	2,14	—	—
先渡為替契約に係る未実現純利益	2,9	—	—
金融先物契約に係る未実現純利益	2,8	993,001	111,077
スワップ契約に係る未実現純利益	2,15	—	—
銀行およびブローカー預託金		4,225,238	472,635
未収利息		3,282	367
未収分配金		—	—
発行未収金		—	—
有価証券売却未収金		—	—
設立費用、純額		—	—
その他の未収金		—	—
資産合計		503,785,362	56,353,431
負債			
当座借越		891,122	99,681
時価で償却された前払プレミアム・オプション契約	2,14	—	—
先物型オプション契約に係る未実現純損失	2,14	—	—
先渡為替契約に係る未実現純損失	2,9	208,966	23,375
金融先物契約に係る未実現純損失	2,8	—	—
スワップ契約に係る未実現純損失	2,15	—	—
未払分配金		—	—
買戻未払金		512,367	57,313
有価証券購入未払金		—	—
未払費用		1,511,409	169,066
その他の未払金		—	—
負債合計		3,123,864	349,435
純資産		500,661,498	56,003,995

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 損益計算書

アムンディ エス・エフ
運用および純資産変動計算書
2018年12月31日終了年度

	注記	アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803	
		米ドル	千円
収益			
分配金、純額	2	—	—
有価証券に係る利息	2	6,586	737
銀行預金に係る利息	2	252,552	28,250
スワップ契約に係る利息	2	—	—
証券貸付からの収益	18	—	—
その他の収益	10, 20	—	—
収益合計		259,138	28,987
費用			
管理報酬	4	954,235	106,741
販売報酬	4	2,752,561	307,901
保管受託および管理事務代行報酬	6	180,731	20,217
年次税	7	117,910	13,189
専門家報酬		385,197	43,088
印刷および公告費		47,004	5,258
成功報酬	5	—	—
取引費用	17	33,789	3,780
スワップ契約に係る利息	2	—	—
その他の手数料	11, 20	946,941	105,925
費用合計		5,418,368	606,099
期首現在純資産価額		—	—
運用純収益／（損失）		(5,159,230)	(577,111)
有価証券売却に係る実現純利益／（損失）		223,841	25,039
為替に係る実現純利益／（損失）		790,570	88,433
先渡為替契約に係る実現純利益／（損失）		10,244,551	1,145,955
金融先物契約に係る実現純利益／（損失）		(4,654,795)	(520,685)
オプション契約に係る実現純利益／（損失）		(369,218)	(41,301)
スワップ契約に係る実現純利益／（損失）		—	—
実現純利益／（損失）		6,234,949	697,441
有価証券に係る未実現利益／（損失）の純変動		(9,451,929)	(1,057,293)
先渡為替契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		(208,966)	(23,375)
金融先物契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		993,001	111,077
オプション契約に係る 未実現利益／（損失）の純変動		—	—
スワップ契約に係る未実現利益／（損失）の純変動		—	—
未実現利益／（損失）の当期純変動		(8,667,894)	(969,591)
運用の結果としての純資産の純増加／（減少）		(7,592,175)	(849,261)
発行／（買戻）、純額		508,253,673	56,853,256
分配金宣言額	13	—	—
連結された純資産の再評価		—	—
期末現在純資産価額		500,661,498	56,003,995

添付の注記は当財務書類の一部である。

アムンディ エス・エフ
受益証券統計表

アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

2018年12月31日
終了年度

純資産総額	米ドル	500,661,498
クラスW1受益証券-非分配型		
受益証券口数		5,081,380.00
受益証券1口当たり純資産価格	米ドル	98.53

添付の注記は当財務書類の一部である。

アムンディ エス・エフ
財務書類に対する注記
2018年12月31日現在

注1 はじめに

アムンディ エス・エフ（旧称パイオニア エス・エフ）（以下「ファンド」という。）は、複数の独立したサブ・ファンド（以下、個別にまたは総称して「サブ・ファンド」という。）を有する契約型投資信託（*Fonds Commun de Placement*）（以下「FCP」という。）として設立されている。ファンドは、2003年6月6日に設立された譲渡可能証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）であり、投資信託に関する2010年12月17日付ルクセンブルク法（改正済）のパートIに基づき適格である。ファンドは、直近では2018年6月29日付で更新され、2018年7月16日付で会社公告集（*Recueil Electronique des Sociétés et Associations*）（以下「RESA」という。）において公告された、期末現在有効な約款に準拠している。

ファンドは、2010年12月17日法（改正済）の第15章に基づく株式会社（*société anonyme*）の形式で設立された会社であり、登録番号B57.255で商業および法人登記所に登録され、ルクセンブルクに登録事務所を有するアムンディ・アセット・マネジメント・エス・エー・エスの完全子会社であるアムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって管理される、法人化されていない証券およびその他の資産の集合体である。管理会社は、1996年12月20日に無期限で設立された。管理会社の定款は、1997年1月28日にメモリアルで公告され、直近では2018年1月1日に改正された。

異なるサブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従って個別に投資される。すべてのサブ・ファンドはユーロまたは米ドル建てであり（以下「基準通貨」という。）、各サブ・ファンドのすべての資産および負債は各サブ・ファンドの基準通貨で評価される。

受益者は、ユーロ、米ドルおよびスイス・フランまたは管理会社の取締役会の決定に基づくその他の兌換通貨で購入することが認められている。ユーロ以外の通貨での受益証券1口当たり純資産価格（以下「1口当たりNAV」という。）は、ユーロでの1口当たりNAVへ日々換算して表示される。

2018年1月1日付で、パイオニア・アセット・マネジメント・エス・エー（以下「PAMSA」という。）は、アムンディ・ルクセンブルク・エス・エーに名称変更された。

パイオニア エス・エフは、2018年2月16日にアムンディ エス・エフに名称変更された。

「クラスN受益証券」は、2018年2月17日に「クラスR受益証券」に名称変更された。

以下のサブ・ファンドが償還した：

関係するサブ・ファンドなし。

以下のサブ・ファンドが運用を開始した：

アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803
(2018年4月12日付)

アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809
(2018年9月13日付)

リスク参照ポートフォリオの変更：

関係するサブ・ファンドなし。

2018年12月31日現在、以下の20サブ・ファンドが運用されていた：

債券型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

エクイティ型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

アブソリュート・リターン型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

マルチ・アセット型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

コモディティー型サブ・ファンド

関係するサブ・ファンドなし。

元本保証型サブ・ファンド

アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809

2018年12月31日現在運用中の受益証券クラスの詳細は「受益証券統計表」に記載されており、受益証券クラスの記載事項は最新の英文目論見書に開示されている。

注2 重要な会計方針

財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルクにおける譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法令およびルクセンブルクで一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。

本財務書類は、投資有価証券の入手可能な最新の市場価格に基づいて当期の最終営業日に計算された純資産価額（以下「NAV」という。）を反映している。

投資有価証券またはその他の投資の評価

以下の価格決定方針が適用される。

- ・ **投資有価証券の評価**—証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されている投資有価証券は、関連する評価日の午後6時（ルクセンブルク時間）時点における入手可能な最新の価格で評価される。ただし、アムンディ・エス・エフ-エクイティ・プラン60 サブ・ファンドにおいては午前10時（ルクセンブルク時間）時点における入手可能な最新の価格で評価される。
該当日にサブ・ファンドのポートフォリオに保有されている資産が証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されていない場合、または証券取引所において上場もしくは取引されているか、もしくはかかる市場において取引されている資産に関し、（前段落に従って決定される）入手可能な最新の価格が関連する資産の適正市場価額を示していない場合、かかる資産の価額は、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって決定される合理的に予想できる売却価格に基づくものとする。
- ・ **オープン・エンド型およびクローズド・エンド型投資信託**—オープン・エンド型投資信託の受益証券または投資証券は、決定され入手可能な最新の純資産価額で評価されるものとし、また、かかる価格が当該資産の適正市場価額を示していない場合には、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって価格が決定される。クローズド・エンド型投資信託の受益証券または投資証券は、入手可能な最新の時価で評価されるものとする。
- ・ **先渡為替契約**—先渡為替契約は、満期までの期間において「純資産計算書」日の適用される先物レートで評価される。先渡為替契約に係る未実現純利益および損失は「純資産計算書」に計上され、先渡為替契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。ファンドはまた、ヘッジ付受益証券クラスも発行する。ヘッジ付受益証券クラスのために使用された先渡為替契約に係るすべての利益／（損失）は、関連する受益証券クラスにのみ割り当てられる。

- ・ **金融先物契約**—金融先物契約は、公認の証券取引所において入手可能な取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。先物契約を締結する際、当初証拠金の差入れは現金で行われる。変動証拠金と呼ばれるその後の支払いは、サブ・ファンドにより定期的に行われるか、受領され、また、未決済の先物契約の時価の変動に基づく。金融先物契約に係る未実現純利益および損失は「純資産計算書」に計上され、金融先物契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。当該契約が終了した場合、関連するサブ・ファンドは、取引開始時と取引終了時の手取金（または費用）の差額と同額の実現利益または損失を計上する。
- ・ **前払プレミアム・オプション契約**—サブ・ファンドが前払プレミアム付きのオプション契約を購入した場合、サブ・ファンドはプレミアムを支払い、当該プレミアムに等しい金額が資産として計上される。サブ・ファンドが前払プレミアム付きのオプションを売却した場合、サブ・ファンドはプレミアムを受領し、当該プレミアムに等しい金額が負債として計上される。

資産または負債は、オプション契約の現在の時価を反映するために日々調整される。

証券取引所または規制された市場もしくは他の規制された市場において上場または取引されているオプション契約は、取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。店頭オプションは、第三者の代理人により日々計算される価格に基づき取引相手方から受領した価額に対して検証された時価で評価される。

最新の公表価格がオプションを代表する価格でない場合、その評価は、管理会社の取締役会によって慎重に、かつ誠意をもって見積もられる潜在的売却価格に基づく。

オプションが行使されずに期限切れとなった場合、サブ・ファンドは、受領されたか、支払われたプレミアムの範囲で、利益または損失を現金化する。受領されたか、支払われたプレミアムならびにオプション契約からの未実現純利益および損失は、「時価で購入された前払プレミアム・オプション契約」または「時価で償却された前払プレミアム・オプション契約」の勘定残高において「純資産計算書」に計上される。

オプション契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。

- ・ **先物型オプション契約**—先物型オプション契約は、公認の証券取引所において入手可能な取引価格で（上述の「投資有価証券の評価」に記載された価格決定方針に従って）評価される。契約締結時の当初証拠金の差入れは現金で行われる。変動証拠金と呼ばれるその後のプラスまたはマイナスのキャッシュ・フローは、サブ・ファンドにより定期的に行われるか、受領され、また、未決済のオプション契約の時価の変動に基づく。当該契約が終了した場合、関連するサブ・ファンドは、取引開始時と取引終了時の手取金（または費用）の差額と同額の実現利益または損失を計上する。

先物型オプション契約に係る未実現純利益および損失は、「純資産計算書」に計上される。

先物型オプション契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。

- ・ **スワップ契約**—サブ・ファンドは、金利スワップ、スワップション、インフレ連動スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップなど、様々な種類のスワップ契約を締結することができる。スワップ契約に係る未実現純利益および損失は、「純資産計算書」に計上される。スワップ契約に係る実現純利益／（損失）および未実現利益／（損失）の純変動は「運用および純資産変動計算書」に計上される。スワップ契約は、管理会社の取締役会によって確立された手続きに従って、慎重に、かつ誠意をもって決定される公正な時価で評価される。

スワップ契約は、純資産価額の算出日ごとに時価で評価される。時価は、当該契約に規定された要素の評価に基づき、また、第三者の代理人、マーケット・メーカーまたは管理会社の取締役会によって確立された手続きに従って内部モデルから取得される。

スワップ契約に係る実効利息費用／収益は、その全額が「運用および純資産変動計算書」に計上される。スワップ契約に係る未払費用／未収収益は、純資産価額の算出日ごとに各スワップ契約ごとで相殺され、また、

その結果による純残高は、スワップ契約ごとに、スワップ契約に係る利息費用またはスワップ契約に係る利息収益のいずれかとして「運用および純資産変動計算書」に掲載される。

- ・ **収益**—利息収益は、日次ベースで計上される。分配金は、源泉徴収された源泉徴収税を控除した金額で表示され、分配の権利落ち日に収益として計上される。
- ・ **実現純利益および損失**—実現純利益および損失は、期中における有価証券およびその他の投資有価証券、金融先物契約、先渡為替契約、オプション、差金決済取引（CFD）、スワップおよびその他の投資有価証券の取引により利益または損失、ならびに期末におけるその他の外貨建資産および外貨建負債の再評価から生じる差額から構成される。実現純利益および損失は、先入先出法（以下「FIFO」という。）が適用される先物契約とCFDを除いて、売却投資有価証券の加重平均費用に基づいて決定される。
- ・ **連結財務書類**—各サブ・ファンドの数字は、それぞれの基準通貨で提示される。連結財務書類はユーロで表示されており、異なる通貨によるサブ・ファンドの純資産の合計は、期末現在の実勢為替レートでユーロに換算される。連結財務書類は、情報提供のみを目的として提示される。
 期末現在、サブ・ファンドが同一アンブレラの他のサブ・ファンドに対して実施した投資の価額は67,441,354ユーロであり、連結純資産の1.35%に相当する。したがって、サブ・ファンド間における投資を除いた期末現在の連結純資産の合計は、4,927,428,489ユーロとなる。
- ・ **証券貸付**—サブ・ファンドは、借手にポートフォリオの証券を貸し付けることができる。この取引を保証するため、サブ・ファンドは担保を受領する。貸付証券は第三者ブローカーに引き渡され、これらの資産はサブ・ファンドのポートフォリオの一部として評価され続ける。貸付が終了した場合、サブ・ファンドは受領した担保を借手に返却しなければならない。貸付は、当事者によっていつでも終了することができる。証券貸付は、契約上の取り決めに従ってサブ・ファンドに追加の収益を発生させる。当該報酬は、「運用および純資産変動計算書」に計上される。

注3 2018年12月31日現在使用された換算レート

関連するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示された資産および負債は、2018年12月31日現在の実勢為替レートで換算される。外国為替運用に生じる利益および損失は、「運用および純資産変動計算書」に計上される。外貨での取引は、取引日の実勢為替レートで関連するサブ・ファンドの基準通貨に換算される。

2018年12月31日現在使用された換算レートは、以下のとおりである。

1ユーロ＝

1.62380	オーストラリア・ドル
1.56130	カナダ・ドル
1.12690	スイス・フラン
793.34620	チリ・ペソ
7.85385	オフショア人民元
7.84855	オンショア人民元
3,712.38000	コロンビア・ペソ
25.73700	チェコ・コルナ
1.95583	ドイツ・マルク
7.46245	デンマーク・クローネ
0.89755	英ポンド
8.95015	香港ドル
320.80000	ハンガリー・フォリント
4.27170	イスラエル・シェケル
125.42070	日本円

1ユーロ＝

1,275.52680	韓国ウォン
22.51290	メキシコ・ペソ
9.89875	ノルウェー・クローネ
1.70480	ニュージーランド・ドル
4.29455	ポーランド・ズウォティ
4.65505	ルーマニア・レウ
79.30315	ロシア・ルーブル
4.28830	サウジアラビア・リヤル
10.13500	スウェーデン・クローネ
1.55815	シンガポール・ドル
37.22095	タイ・バーツ
6.08145	トルコ・リラ
1.14315	米ドル
16.44420	南アフリカ・ランド

注4 管理報酬、投資運用報酬および販売報酬

管理報酬は各サブ・ファンドの純資産価額に対する割合であり、その範囲は、英文目論見書に従って、関連するサブ・ファンドおよび受益証券クラスによって年率0.25%から年率2.25%の間である。

クラスX受益証券については、管理報酬が管理会社によって受益者から直接請求および徴収され、サブ・ファンドには請求されず、純資産価額にも反映されない。

2018年12月31日現在、実際に適用された管理報酬の料率は、以下のとおりである。

	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券	クラスC 受益証券	クラスE 受益証券	クラスF 受益証券	クラスH 受益証券	クラスI 受益証券	クラスR 受益証券	クラスU 受益証券	クラスW 受益証券	クラスW1 受益証券
アムンディ エス・エフ -SMBC・アムンディ プロテクト ファンド 米ドルステップ 201803	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.26%
アムンディ エス・エフ -SMBC・アムンディ プロテクト ファンド 米ドルステップ 201809	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.26%

* 運用開始されていない、および／または該当なし。

販売報酬（該当する場合）は、各サブ・ファンドの純資産価額に対する割合であり、その範囲は、英文目論見書に従って、関連する受益証券クラスによって年率0.00%から年率1.50%（上限）の間である。

2018年12月31日現在、実際に適用された販売報酬の料率は、以下のとおりである。

	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券	クラスC 受益証券	クラスE 受益証券	クラスF 受益証券	クラスH 受益証券	クラスI 受益証券	クラスR 受益証券	クラスU 受益証券	クラスW 受益証券	クラスW1 受益証券
アムンディ エス・エフ -SMBC・アムンディ プロテクト ファンド 米ドルステップ 201803	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.75%
アムンディ エス・エフ -SMBC・アムンディ プロテクト ファンド 米ドルステップ 201809	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.75%

* 運用開始されていない、および／または該当なし。

管理報酬および販売報酬は、いずれも、サブ・ファンドおよび受益証券クラスの純資産価額に基づき、各評価日に算出されかつ発生し、毎月後払いで支払われる。

投資運用会社は、ファンドの約款に従って、管理会社により管理報酬の中からその報酬の支払いを受ける。

注5 成功報酬

管理会社は、英文目論見書に記載されるとおり、運用期間中に特定のサブ・ファンドの特定のクラスの受益証券1口当たり純資産価格がベンチマークまたはパフォーマンス目標を上回った場合に当該受益証券クラスについて成功報酬を稼得することができる。

運用期間は、運用開始日から満期日までを運用期間とする一部のサブ・ファンド（エマージング・マーケットズボンド2019、セービング・ボックスⅠ、セービング・ボックスⅡ、セービング・ボックスⅢおよびハイ・イールド・アンド・エマージング・マーケットズ・ボンド・オポチュニティーズ2021）を除き、暦年末である。

20%の上限界率で（該当する場合には受益証券クラスに応じて）設定される成功報酬は、運用期間中の関連する受益証券クラスの発行および買戻しに応じて調整されたベンチマークまたはパフォーマンス目標を超えて増加した、当該クラスの資産の増加を参照して算出される。算出方法は以下のとおりである。

- 1) ベンチマークまたは運用利益がプラスである場合、管理会社は、関連する受益証券のクラスが運用期間中それぞれのベンチマークを超えて達成した業績に対して、該当する場合には、（以下に定義された）ハイ・ウォーターマーク原則に基づき、英文目論見書の別表Ⅰに記載される割合と同等の成功報酬を稼得する。
- 2) 運用期間中にサブ・ファンドのベンチマークまたはパフォーマンス目標が低下した場合、管理会社は、関連する受益証券のクラスが運用期間中達成したプラスのパフォーマンスに対して、該当する場合には、ハイ・ウォーターマーク原則に基づき、英文目論見書の別表Ⅰに記載される割合と同等の成功報酬を稼得する。
- 3) クラスのパフォーマンスがハイ・ウォーターマークおよびベンチマークまたはパフォーマンス目標を超えたが、ハイ・ウォーターマークに対する超過パフォーマンスがベンチマークまたはパフォーマンス目標の超過パフォーマンスより少ない場合、成功報酬は、ベンチマークまたはパフォーマンス目標ではなくハイ・ウォーターマークに対する超過パフォーマンスの割合を参照して算出される。

英文目論見書に定義されるように、ハイ・ウォーターマーク原則は、成功報酬が支払われていない場合の受益証券1口当たり純資産価格を以下のとおり設定する。

関連するクラスに最終成功報酬が支払われた場合は受益証券1口当たり純資産価格、関連するクラスに成功報酬が支払われていない場合はそのクラスの運用開始時の受益証券1口当たり純資産価格、または、関連するクラスに成功報酬が初めて導入された場合にはそのクラスが成功報酬を導入した日の直前の営業日の受益証券1口当たり純資産価格が設定される。

ベンチマークまたはパフォーマンス目標は、別段の定めがない限り、トータル・リターン・インデックスに基づく管理報酬およびその他の手数料の総額で算出される。

（債券型サブ・ファンド以外の）クラスF受益証券に関しては、パフォーマンス計算は「価格指数」（すなわち、ベンチマークまたはパフォーマンス目標から分配金を控除したもの）で行われる。

クラスX受益証券に関しては、成功報酬は、もしあれば、管理会社によって受益者から直接請求および徴収され、純資産価額には反映されない。

注6 保管受託銀行および支払事務代行会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社および名義書換事務代行会社

保管受託銀行および支払事務代行会社、管理事務代行会社、ならびに登録事務代行会社および名義書換事務代行会社は、関連するサブ・ファンドの資産から、以下の業務の対価として報酬を受領する。

- ・ **保管受託銀行および支払事務代行会社**：当該報酬は、毎月末日の各サブ・ファンドのポートフォリオ価額に対する割合である。その範囲は、関連するサブ・ファンドの資産が保有される場所によって、年率0.003%から年率0.50%の間である。当該報酬は、各評価日に算出されかつ発生し、毎月後払いで支払われる。
- ・ **管理事務代行会社**：当該報酬は、提供される主な業務の対価として年率0.01%の金額が、関連するサブ・ファンドの純資産価額に基づき、各評価日に算出されかつ発生する。当該報酬は、毎月後払いで支払われる。
- ・ **登録事務代行会社および名義書換事務代行会社**：提供された業務に対する報酬の主な構成要素は、運用中の受益証券クラスの数、顧客の口座の数および処理された取引の数である。

注7 ファンドの課税一年次税

ルクセンブルクの現行法に基づき、ファンドは法人所得税またはキャピタル・ゲイン税を課せられない。ファンドは、暦四半期末時点の各サブ・ファンドの純資産価額に基づき年率0.05%の、四半期ごとに算出されかつ発生する、サブスクリプション税である年次税 (*Taxe d'abonnement*) が課せられる。ただし、当該税は、適格な機関投資家のみを目的とする受益証券クラスに関連する場合、ならびにサブ・ファンドが短期金融市場商品および与信金融機関への預金への集合投資のみを目的とする場合、純資産価額の0.01%に減額される。

2010年12月17日法（改正済）の第175条(a)に従って、年次税が既に課せられた投資信託に投資される純資産は、当該税を免除される。

ファンドが受領した利息収益および分配金収益には、発生した国の回収不能な源泉徴収税が課せられることがある。

注8 先物契約の未決済ポジション

2018年12月31日現在、一部のサブ・ファンドは先物契約の以下のポジションを保有している。

すべての上場された先物のブローカーは、モルガン・スタンレーおよびUBSである。

・ アムンディ エス・エフ・SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

契約数 購入/売却	銘柄	満期	通貨	コミットメント 米ドル	未実現評価益/評価損 米ドル
310	EURO STOXX 50	2019年3月	ユーロ	10,539,157.11	-259,895.15
35	FTSE 100 INDEX	2019年3月	英ポンド	2,968,394.57	-54,384.16
273	JAPANESE YEN	2019年3月	米ドル	31,290,918.75	900,900.00
305	MINI MSCI EMG MKT	2019年3月	米ドル	14,768,100.00	-166,835.00
27	S&P 500	2019年3月	米ドル	16,827,750.00	-1,055,025.00
571	US 10 YR NOTE FUTURE	2019年3月	米ドル	69,572,781.25	1,628,240.76
				合計：	993,001.45

・ アムンディ エス・エフ・SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809

契約数 購入/売却	銘柄	満期	通貨	コミットメント 米ドル	未実現評価益/評価損 米ドル
39	EURO STOXX 50	2019年3月	ユーロ	1,325,893.96	-32,694.09
4	FTSE 100 INDEX	2019年3月	英ポンド	339,245.09	-6,215.33
34	JAPANESE YEN	2019年3月	米ドル	3,897,037.50	112,200.00
37	MINI MSCI EMG MKT	2019年3月	米ドル	1,791,540.00	-20,235.00
17	S&P 500 EMINI	2019年3月	米ドル	2,118,200.00	-139,867.50
74	US 10 YR NOTE FUTURE	2019年3月	米ドル	9,016,437.50	211,015.44
				合計：	124,203.52

注9 先渡為替契約の未決済ポジション

2018年12月31日現在、一部のサブ・ファンドは先渡為替契約の以下の未決済ポジションを保有している。

・ アムンディ エス・エフ・SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

	通貨	金額 米ドル
受取通貨	ノルウェー・クローネ	12,579,214.93
	米ドル	117,624,196.80
	合計：	130,203,411.73
支払通貨	ユーロ	130,412,377.79
	合計：	130,412,377.79
	合計：	-208,966.06

すべての未決済契約の最終期日は2019年1月31日である。

先渡為替予約のカウンターパーティーは、メリル・リンチおよびモルガン・スタンレーである。

・ アムンディ エス・エフ・SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201809

	通貨	金額 米ドル
受取通貨	ノルウェー・クローネ	1,543,561.04
	米ドル	14,811,536.60
	合計：	16,355,097.64
支払通貨	ユーロ	16,379,886.12
	合計：	16,379,886.12
	合計：	-24,788.48

すべての未決済契約の最終期日は2019年1月31日である。

先渡為替予約のカウンターパーティーは、BNPパリバおよびJPモルガンである。

注10 その他の収益

「運用および純資産変動計算書」の「その他の収益」の金額には、主に源泉徴収税の還付請求およびクラス・アクションからの収益、割り戻し報酬、ならびに償還報酬が含まれる。

注11 その他の手数料

「運用および純資産変動計算書」の「その他の手数料」の残高には、その他の税金ならびに利息および銀行手数料が含まれる。

注12 ポートフォリオ変動計算書

2018年12月31日終了年度のポートフォリオの変動の一覧表は、ファンドの管理会社の登録事務所において無料で入手可能である。2018年12月31日現在未決済のデリバティブ契約に関連するすべての詳細は、財務書類に対する注記に記載されている。

注13 分配金

- ・ **分配型クラス**：当該クラスは、日次ベースで、生じた純収益に基づく金額の分配を行う。日次の金額は、月次で累積されかつ支払われる。
- ・ **毎年分配型クラス**：当該クラスは、年次ベースで、前年に生じた収益に基づく金額または運用開始日／年度初めに設定した年次目標利回りに基づく分配金の分配を行う。サブ・ファンドによって、報酬控除後または報酬込みの収益が分配されることがある。
- ・ **四半期分配目標型クラス**：当該クラスは、四半期ベースで、年度初めに設定した年次目標利回りに基づく分配金の分配を行うことを目指す。
- ・ **四半期分配型クラス**：当該クラスは、四半期ベースで、同四半期に生じた純収益に基づく金額の分配を行う。

分配金の分配方針は、ファンドの英文目論見書により詳細に記載されている。当期において、英文目論見書に記載されている分配以外の分配は実施されていない。

注14 オプション

関係するサブ・ファンドなし。

注15 スワップ

関係するサブ・ファンドなし。

注16 担保

2018年12月31日現在、店頭デリバティブの取引を目的とするブローカーやカウンターパーティーからの／への担保受取額または担保支払額は、以下のとおりである。

関係するサブ・ファンドなし。

注17 取引費用

金融商品の購入または売却に関連して2018年にサブ・ファンドが負担した取引費用は、「運用および純資産変動計算書」の特定の費用欄に開示されている。取引費用には、金融商品の購入または売却に直接関連する費用が（かかる費用が取引確認書において個別に表示される場合に限り）含まれる。

一部の資産クラスでは、取引費用は通常、取引価格に組み込まれており、個別に計上されない。

このため、サブ・ファンドの投資の性質によっては、一部のサブ・ファンドにおいて取引費用区分にデータが報告されないことがある。

証券貸付に関連する取引および証券貸付に関連する費用は、これらの数値に含まれていない。

注18 貸付有価証券

アムンディは、アムンディ エス・エフにおける多数のエクイティ型サブ・ファンドおよび元本保証型サブ・ファンドについて、有価証券貸付契約を締結している。

2018年5月まで、アムンディ・エス・エーは、エクイティ証券貸付プログラムの証券貸付代理人としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH」という。）を、債券貸付プログラムの証券貸付代理人としてドイチェ・バンク・アーゲー（以下「ドイチェ・バンク」という。）を任命していた。

2018年12月31日現在、貸付のポジションはなかった。

2018年12月31日終了年度において、CSSF通達14/592に基づくファンドによる貸付有価証券収益は以下のとおりである。

関係するサブ・ファンドなし。

純額と総額の差異は、以下に詳述される利益分配によって説明される。

サブ・ファンド	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	ドイチェ・バンク・アーゲー	アムンディ・インターメディエーション	ソシエテジェネラル・バンク・アンド・トラスト	パイオニア・グローバル・インベストメント・リミテッド
2018年上半期まで					
元本保証型	67%	—	25%	—	5%
エクイティ型	72%	15%	—	—	10%

注19 議決権行使方針

管理会社は、ポートフォリオ証券に付帯された議決権の行使を可能にするために、議決権行使方針を実施している。管理会社は、ファンドの最善の利益に合致する方法で議決権を行使することを目指す。議決権の行使において、その提案がショートおよびロング・タームの両方で保有するポートフォリオの価値に与える経済的影響が考慮される。一般的に、管理会社は、企業の戦略を支援し経営陣の提案に賛成票を投じることが、ポートフォリオの価値を高めるものとする。しかし、場合によっては、経営陣が示した提案が当該価値に悪影響を及ぼすことがあり、このことが管理会社の議決権行使に影響を及ぼすことがある。

管理会社は議決権を行使する。また、管理会社が委任された投資運用会社にポートフォリオ証券の議決権行使を授権した場合には、管理会社は委任された投資運用会社が議決権行使方針または別の承認された方針に従うことを要求する。同時に、管理会社および／または投資運用会社は、独立した第三者として委任状の分析、受益者会議の勧告、記録保管および議決権行使業務を支援させる場合がある。この場合、当該業務提供者は議決権行使方針に従って業務を提供するものとする。

注20 クラス・アクション

クラス・アクション（集団訴訟）とは、損失が起きた場合に投資家の集団が企業または公的機関から金銭的な補償を得るために請求することができる訴訟のことである。管理会社は、独立した二つの企業としてクラス・アクション活動を支援し、国際的な補償を確保する業務に従事させている。

ポートフォリオ分析、保管データの収集およびクラス・アクションに関するその他の活動の支援に関連して当該業務に対して事前に支払われた費用は、財務書類の「その他の手数料」において計上される。

クラス・アクションが決着された時に受領する金額は、財務書類の「その他の収益」において計上される。

2018年度中、当該活動に対する収益は計上されなかった。

注21 償還したサブ・ファンド

以下のサブ・ファンドが当期中に償還され、2018年12月31日現在、主にまだ支払われていない未払費用のために、まだカストディ・レベルで残余現金を保有している。

関係するサブ・ファンドなし。

(3) 投資有価証券明細表等

アムンディ エス・エフ-SMBC・アムンディ プロテクトファンド 米ドルステップ 201803

投資有価証券明細表

2018年12月31日現在

数量		時価 米ドル	純資産比率 %
ロングポジション		498,563,841	99.58
公認の証券取引所に上場されているおよび/または他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある有価証券		261,364,647	52.20
債券		261,364,647	52.20
アメリカ合衆国		261,364,647	52.20
148,600,000	USA T-BONDS 0% 15/02/2024	130,419,726	26.05
149,500,000	USA T-BONDS 0% 15/02/2024	130,940,979	26.15
1,000	USA T-BONDS 2.00% 30/04/2024	973	0.00
1,000	USA T-BONDS 2.125% 29/02/2024	980	0.00
1,000	USA T-BONDS 2.125% 31/03/2024	979	0.00
1,000	USA T-BONDS 2.75% 15/02/2024	1,010	0.00
UCITS/UCISの株式/受益証券		237,199,194	47.38
投資信託における株式/受益証券		237,199,194	47.38
フランス		62,201,613	12.42
87	AMUNDI ABS CAP 3 DEC	24,104,434	4.81
144,860	AMUNDI GOVT BOND LOWEST RATE EUROMTS INV GRADE UCITS -EUR C (訳注)	38,097,179	7.61
アイルランド		9,501,437	1.90
33,630	NOMURA FUNDS IRELAND PLC US HIGH YIELD BOND FUND USD I AC	9,501,437	1.90
ルクセンブルク		165,496,144	33.06
3,235	AMUNDI FUNDS EURO HIGH YIELD BUND IE - C	9,346,405	1.87
52,720	AMUNDI BOND US CORPORATE IU - C	57,875,490	11.57
9,042	AMUNDI FUNDS BOND GLOBAL EMERGING HARD CURRENCY IU - C	9,079,705	1.81
5,679	AMUNDI FUNDS BOND GLOBAL EMERGING LOCAL CURRENCY IU - C	9,718,529	1.94
12,943	AMUNDI FUNDS CPR GLOBAL MINES IU - C	4,162,210	0.83
12,569	AMUNDI FUNDS EURO CORPORATE IE - C	29,018,698	5.80
65,700	AMUNDI INDEX SOLUTIONS JPX NIKKEI 400 SICAV ETF USD	9,531,099	1.90
62,204	AMUNDI INDEX SOLUTIONS SICAV MSCA EMU ETF	12,563,450	2.51
542,583	ETF AMUNDI SP 500 PART B	24,200,558	4.83
投資有価証券合計		498,563,841	99.58

添付の注記は当財務書類の一部である。

訳注：英文では「AMUNDI GOVT BOND LOWEST RATE EUROMTS INV GRADE UCITS -EUR C」はフランス籍の記載となっているが、正しくはルクセンブルク籍である旨の確認がとれている。

IV. お知らせ

ファンドの投資方針を以下のとおり修正いたしました。

(修正箇所には下線を付しております。)

(前略)

本サブ・ファンドは資産の10%を超えて他のUCIおよびUCITSに投資することもある。

本サブ・ファンドは様々なリスクの低減、ポートフォリオの効率的な運用および様々な資産、市場および収益源に対するエクスポージャー（ロング、ショートとも）取得のためデリバティブを利用することもある。どの時点でも本サブ・ファンドのロングポジションはショートポジションの債務等をカバーするための十分な流動性を確保するものとする。